

産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類表

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
1 燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）など	全事業所（浴場、焼肉店、事務所など）		✓
	産業廃棄物の木くずやカンナくずなどを焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業		✓
	紙くずを焼却した際の燃えがら、灰	全事業所	✓	
2 汚泥	工場廃水処理、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、排水などの処理後に残る泥状のものなど	全事業所（工場、飲食店、旅館など）		✓
3 廃油	天ぷら油、自動車オイル、マシン油など（鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど）	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業など）		✓
4 廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液など	全事業所（写真現像所、食品製造業など）		✓
5 廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液など	全事業所		✓
6 廃プラスチック類	プラスチック製品、ペットボトル、カップ麺の容器、お菓子などの包装フィルム、ビデオ、CD、DVD、ポリ袋、ポリバケツ、洋服ハンガー、ビニールテープ、ビニールシート、レジ袋、発泡スチロール箱、発泡トレイ、ゴム長靴、農業用フィルムなど（合成樹脂、合成繊維、合成ゴム、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物）	全事業所		✓
	従業員などの個人消費に伴って生ずる弁当がらなどのプラ製包装容器、プラ製品、ビニール袋、発泡包装材、トレイなど	会社事務所など		✓
7 ゴムくず	天然ゴム（※合成ゴムは「廃プラスチック類」）	全事業所		✓
8 金属くず	空きかん、一斗缶、アルミサッシ、脚立、針金、金属製の鍋・食器・調理器具類、スパナ・ドライバーなど金属製の工具、乾電池、ハサミ、文具などに付いている金具、金属製の机・ロッカーなど金属製品、金属の研磨くず・切削くずなど	全事業所		✓
	従業員などの個人消費に伴って生ずる飲料缶などの金属容器、金属製品など	会社事務所など		✓
9 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	空きびん、ガラスコップ、電球・蛍光灯、陶器製植木鉢、食器・花瓶などの陶磁器、土鍋、鏡、コンクリートブロック、セメントなど（ガラス製品、コンクリートくず（※工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものは「がれき類」）レンガ、陶磁器など	全事業所		✓
	従業員などの個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所など		✓
10 鉱さい	高炉・転炉・電気炉などのスラグ、鉱物廃砂、不良鉱石など	高炉による製鉄業、製鋼、製鋼圧延業など		✓
11 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガなどの不要物	全事業所		✓
12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設、産業廃棄物の焼却施設で発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの、ダスト類	ばい煙発生施設		✓

産業廃棄物の種類と事業系一般廃棄物の分類表

種類	対象となるものの例	主な排出事業所	一廃	産廃
13 紙くず	包装材、ダンボール、壁紙など	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）		✓
	パルプ・紙・紙加工品、書籍など	パルプ・紙製造業、紙加工業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業など		✓
	雑誌、新聞紙、事務所用印刷紙、カタログ、包装紙、ダンボールなど	会社事務所、スーパー、飲食店	✓	
14 木くず	型枠、足場材、建具工事などの残材、木造解体材など	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）		✓
	残材、チップ、おがくずなど	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業		✓
	木製品、テーブル、いす、梱包材、板切れ、看板など	会社事務所、飲食店、看板店など	✓	
	木製電柱、木製電線ドラムなど	物品賃貸業に係る廃木製品		✓
	測量杭、測量ポールなど	電気工事業		✓
	測量杭、測量ポールなど	測量業	✓	
	街路樹せん定木、庭木せん定木	造園業、園芸サービス業	✓	
	木製とプラ又は鉄などの一体物 木製パレット	全事業所 全事業所		✓ ✓
15 繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類の天然繊維	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの）		✓
	木綿くず、糸くず、羊毛くずなどの天然繊維	製糸業、紡績業など		✓
	繊維くず	繊維製品製造業	✓	
	布製の衣類、布団、座布団など	スーパー、寝具店など	✓	
16 動植物性残渣	魚・獣の骨、内臓のアラ、野菜くず、酒かす、麺くず、パンくず、ぬか、ハムくず、おから、卵から、貝がら、コーヒーかすなど製造くずや原料かす（原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物）	食品製造業（パン・菓子製造業、麺類製造業、製粉業、豆腐製造業など）、医薬品製造業、香料製造業		✓
		卸売り市場、スーパー、小売店、飲食店、ホテルなど	✓	
17 動物系固形不要物	家畜の解体などにより生ずる骨などの残渣	と畜業、食鳥処理業		✓
	食肉の骨などの残渣	精肉店、飲食店、ホテルなど	✓	
18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿	畜産農業		✓
19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体	畜産農業		✓
20	コンクリート固形化物など、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、1～19に該当しないもの			✓
輸入廃棄物	輸入された廃棄物（航行廃棄物、携帯廃棄物を除く）	全事業所		✓